［略］

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式）（第二十条関係）

［様式　略］

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

［様式　別紙二　挿入］

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六条関係）

［様式　別紙四　挿入］

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

［様式　別紙六　挿入］

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

［様式　略］

備　考

［1　略］

2　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

［様式　略］

備考

［1～6　略］

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

［様式　略］

備考

［1～4　略］

5　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

［様式　別紙八　挿入］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

注　意

［1～4　同左］

5　「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

［同左］

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書等の様式）（第二十条関係）

［様式　同左］

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

［様式　別紙一　挿入］

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六条関係）

［様式　別紙三　挿入］

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

［様式　別紙五　挿入］

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

［様式　同左］

備　考

［1　同左］

2　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

［様式　同左］

備考

［1～6　同左］

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

［様式　同左］

備考

［1～4　同左］

5　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

［様式　別紙七　挿入］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。）について適用し、この省令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。